

けんぽだより

2026
春号



埼玉県 武甲山と花畑／提供：アマナ

雪の聖母会健康保険組合

現役世代の負担軽減を目指す 医療保険制度の見直しに期待 皆さまの健康保持・増進につながる取り組みを進めます

令和8年度予算は経常収支で赤字の見込み

令和8年度収入予算は、賃金上昇等を反映し、13億9854万5千円を見込んでいます。一方、支出予算では、医療の高度化や高額薬剤の普及に加え、6月に施行される診療報酬改定の影響もあり、保険給付費は前年度より大幅に増加する見込みです。また、高齢者医療制度への納付金も前年度を大幅に上回ることとなりました。こうした結果、経常収支は4099万9千円の赤字となる見通しで、不足分は繰越金および積立金からの繰入金で補填します。

診療報酬改定と医療保険制度の見直し

令和8年度の診療報酬改定では、物価高騰や医療従事者の人件費上昇への対応として、本体改定率が3・09%と約30年ぶりの大幅な引き上げとなりました。薬価は0・86%の引き下げとなります。あわせて、初診・再診時や入院時の基本診療料に上乘せされる「物価対応料」が新設されます。

医療保険制度の見直しも進められています。長期収載品の選定療養における患者負担は価格差の2分の1へ引き上げられ、OTC類似薬約77成分・約1100品目には「特別の料金」が導入される予定です。高額療養費制度も令和8年8月・令和9年8月の2段階で見直され、所得区分の細分化と年間上限の新設が行われる予定です。

現役世代の負担軽減につながる改正に期待

我が国の少子高齢化は急速に進展しており、2040年には団塊ジュニア世代が前期高齢者に達すること、社会保障費のさらなる膨張が見込まれています。健康保険組合連合会がまとめた令和7年度の子算編成状況によると、全国約1300の健保組合の7割以上が赤字となっています。この厳しい現実が示すとおり、現役世代の負担はすでに限界に近づいています。こうした状況下で進められている医療保険制度の見直しは、世代間の公平性を高め、現役世代の負担軽減へと着実につながることを期待します。

本年度からは、少子化対策の財源確保を目的とした子ども・子育て支援金制度が始まりました。当健保組合では健康保険料と併せて支援金を徴収いたします。この支援金は少子化対策に充てられ、健康保険組合の事業には使用されませんが、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

当健保組合では、本年度も加入者の皆さまの健康保持・増進につながる効果的・効率的な保健事業を実施してまいります。皆さまにおかれましては引き続き、ご自身の健康づくりと医療費の節減にご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が開始

健康保険料と併せて子ども・子育て支援金が徴収されます

子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体が支援金を拠出し、子育て世帯を社会全体で支える新制度です。支援金は、児童手当の拡充や育休中の給付拡充など、幅広い少子化対策に活用されます。健保組合は国に代わって徴収・納付する役割を担いますが、支援金は保険給付や保健事業には充てられません。

徴収は令和8年4月分保険料より始まります。支援金率は令和8年度が0.23%で、令和10年度にかけて段階的に0.4%程度まで引き上げられる見込みです。負担は事業主と被保険者で原則折半となります。

■子ども・子育て支援金の負担額のイメージ

1人当たり負担額(令和8年度)
(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)
例) 標準報酬月額が30万円、支援金率0.23%の場合
30万円×0.23%=690円/月

事業主負担(50%) 345円 ・ 被保険者負担(50%) 345円

年間負担額
345円×12ヵ月=4,140円(自己負担)

※ 賞与からも別途徴収されます。



雪の聖母会健康保険組合
理事長
井手 義雄

令和8年度 収入支出予算概要



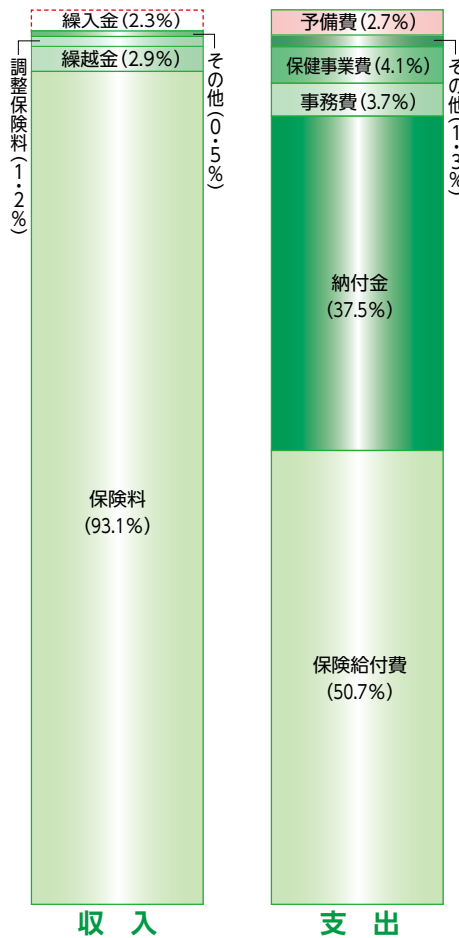
健康保険分



Point!

保険料 毎月の給与とボーナスから納めていただく健保組合の主要財源です。「基本保険料」は皆さまの医療費などに使われ、「特定保険料」は高齢者の医療費を支えるために使われます。

収入と支出の割合



Point!

納付金 65歳～74歳の方が対象の前期高齢者医療制度への納付金と75歳以上の方が対象の後期高齢者医療に対する支援金などです。

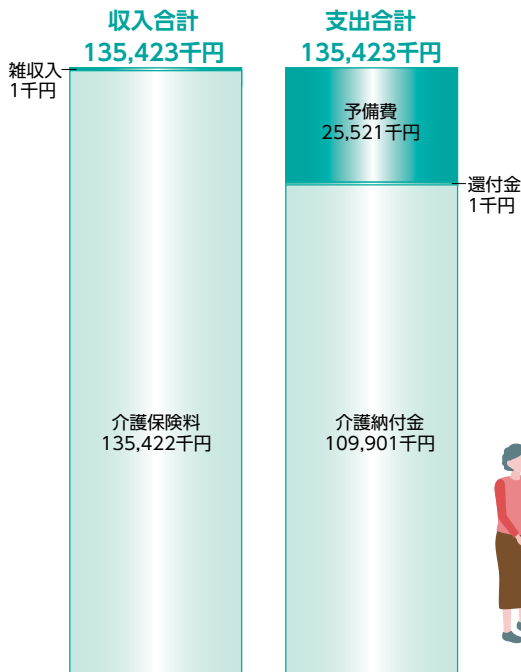
保険給付費 医療費の給付や出産、死亡時の手当金の給付などをするための費用です。

収入 (千円)	
保険料	1,393,932
国庫負担金収入	451
調整保険料	18,398
繰越金	44,066
繰入金	34,000
国庫補助金収入	445
出産育児交付金	3,584
財政調整事業交付金	3,000
雑収入	136
合計	1,498,012

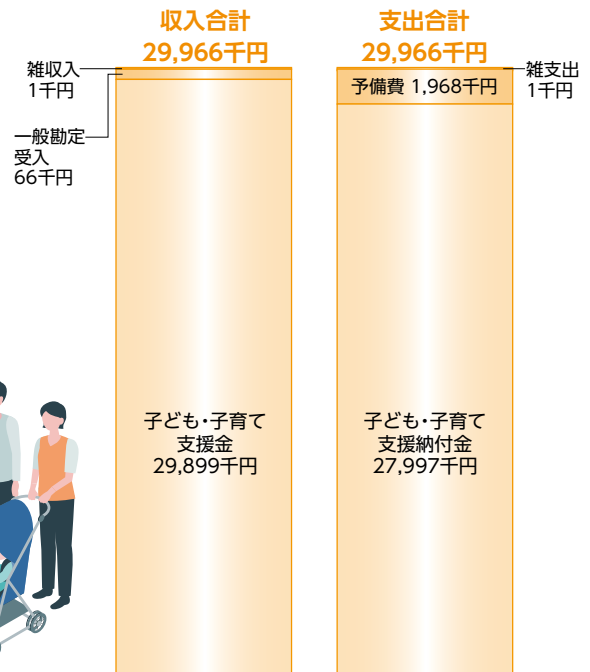
支出 (千円)	
事務費	54,974
保険給付費	760,048
法定給付費	736,402
付加給付費	23,646
納付金	561,453
前期高齢者納付金	248,508
後期高齢者支援金	312,943
その他	2
保健事業費	61,410
還付金	2
営繕費	2
財政調整事業拠出金	18,398
連合会費	752
積立金	727
雑支出	180
子ども勘定繰入	66
予備費	40,000
合計	1,498,012

経常収入合計 1,398,545千円 — 経常支出合計 1,439,544千円 = 経常収支差引額 ▲40,999千円

介護保険分



子ども・子育て支援金分



保健事業概要

当健保組合の令和8年度の保健事業についてお知らせします。

	実施項目	対象者	対象年齢	概要																
特定健康診査事業	生活習慣病予防健診	一般被保険者	35-39歳	35歳～39歳の一般被保険者を対象に実施																
	生活習慣病予防健診(特定健康診査)	一般被保険者	40歳以上	40歳～74歳の一般被保険者を対象に実施(付加健診除く)																
	HbA1c	一般被保険者	全年齢	一般被保険者全員に実施(職員健診に追加)																
	付加健診	一般被保険者	40-70歳	40歳以上の一般被保険者を対象に、5歳ごとに実施																
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>対象生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40歳</td> <td>S.61(1986.4.2)～S.62(1987.4.1)</td> </tr> <tr> <td>45歳</td> <td>S.56(1981.4.2)～S.57(1982.4.1)</td> </tr> <tr> <td>50歳</td> <td>S.51(1976.4.2)～S.52(1977.4.1)</td> </tr> <tr> <td>55歳</td> <td>S.46(1971.4.2)～S.47(1972.4.1)</td> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>S.41(1966.4.2)～S.42(1967.4.1)</td> </tr> <tr> <td>65歳</td> <td>S.36(1961.4.2)～S.37(1962.4.1)</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>S.31(1956.4.2)～S.32(1957.4.1)</td> </tr> </tbody> </table>	対象年齢	対象生年月日	40歳	S.61(1986.4.2)～S.62(1987.4.1)	45歳	S.56(1981.4.2)～S.57(1982.4.1)	50歳	S.51(1976.4.2)～S.52(1977.4.1)	55歳	S.46(1971.4.2)～S.47(1972.4.1)	60歳	S.41(1966.4.2)～S.42(1967.4.1)	65歳	S.36(1961.4.2)～S.37(1962.4.1)	70歳	S.31(1956.4.2)～S.32(1957.4.1)
対象年齢	対象生年月日																			
40歳	S.61(1986.4.2)～S.62(1987.4.1)																			
45歳	S.56(1981.4.2)～S.57(1982.4.1)																			
50歳	S.51(1976.4.2)～S.52(1977.4.1)																			
55歳	S.46(1971.4.2)～S.47(1972.4.1)																			
60歳	S.41(1966.4.2)～S.42(1967.4.1)																			
65歳	S.36(1961.4.2)～S.37(1962.4.1)																			
70歳	S.31(1956.4.2)～S.32(1957.4.1)																			
	特定健康診査	一般被扶養者・任継	40歳以上	4月1日に資格を有している40歳～74歳の一般被扶養者、任意継続被保険者・被扶養者に実施																
	日帰りドック	一般被扶養者・任継	40歳以上	4月1日に資格を有している40歳～74歳の一般被扶養者、任意継続被保険者・被扶養者に実施																
特定保健指導事業	特定保健指導：積極的支援	被保険者・被扶養者(任継含む)	40歳以上	特定健康診査の結果「積極的支援レベル」と判定された方を対象に実施																
	特定保健指導：動機付け支援	被保険者・被扶養者(任継含む)	40歳以上	特定健康診査の結果「動機付け支援レベル」と判定された方を対象に実施																
疾病予防対策事業	がん検診補完検査 1																			
	胸部CT	一般被保険者	40歳以上	付加健診対象者に実施																
	腫瘍マーカー	一般男性被保険者	40歳以上	男性：AFP・CA19-9・PSA																
		一般女性被保険者	40歳以上	女性：AFP・CA19-9																
		一般被扶養者・任継	40歳以上(男性)	男性：AFP・CA19-9・PSA																
		一般被扶養者・任継	40歳以上(女性)	女性：AFP・CA19-9																
	がん検診補完検査 2																			
	ピロリ菌検査	一般被保険者	35歳以上	35歳以上の被保険者に実施																
	ピロリ菌除菌	一般被保険者	35歳以上	検査結果陽性者に実施																
	婦人科検診 1																			
	子宮頸がん検診	一般女性被保険者	全年齢	内診・視触診・HPV検査																
		一般被扶養者・任継	40歳以上(女性)	内診・視触診・HPV検査																
	婦人科検診 2																			
	乳がん検診	一般女性被保険者	29歳以下	乳腺エコーのみ																
		一般女性被保険者	30-39歳	マンモ1方向必須 乳腺エコーオプション																
一般女性被保険者		40-49歳	マンモ2方向必須 乳腺エコーオプション																	
一般女性被保険者		50-74歳	マンモ1方向必須 乳腺エコーオプション																	
一般被扶養者・任継		40-49歳	マンモ2方向必須 乳腺エコーオプション																	
一般被扶養者・任継		50-74歳	マンモ1方向必須 乳腺エコーオプション																	
その他疾病予防																				
生活習慣病重症化予防対策	一般被保険者	40歳以上(非肥満者)	40歳以上の非肥満の一般被保険者に実施																	
慢性腎臓病(CKD)重症化予防対策	一般被保険者・被扶養者(任継含む)	全年齢	特定健康診査の結果において慢性腎臓病(CKD)リスクありの者に対し情報提供および受診勧奨を実施																	
禁煙対策	一般被保険者・被扶養者	20歳以上	禁煙外来受診費用のうち20,000円を上限とし補助																	
インフルエンザ等予防接種	一般被保険者	全年齢	一般被保険者全員に実施																	
	一般被扶養者・任継	40歳以上	特定健康診査受診者にインセンティブとして実施(インフルエンザ・肺炎球菌予防接種)																	
保健指導宣伝事業	後発医薬品の使用促進	一般被保険者・被扶養者(任継含む)	全年齢	医療費適正化対策として、後発医薬品への切り替えを促進するため情報提供を実施																
	ポリファーマシー対策	一般被保険者・被扶養者(任継含む)	全年齢	重複・多剤投薬の是正を図り医薬品の適正使用を進めるため情報提供を実施																
体育奨励事業	Webウォーキングラリー	一般被保険者・被扶養者	指定年齢	春期・秋期の年2回実施し、個人・団体ごとに表彰																